

令和6年度調達等合理化計画の実施状況に対する自己評価

評価指標	実施した取組内容及びその効果	目標の達成状況	実施において明らかになった課題と今後の対応方針
【2(1)】 一者応札件数割合：10%未満	予定価格の金額に応じた競争参加資格要件の緩和を行ったほか、公告期間の延長（従前の原則10日以上→20日以上を確保）を実施し、数多くの業者が入札等に参加できるように競争性の確保に努めた。	令和5年度：3件/19件（15.8%） 令和6年度：2件/21件（9.5%） 令和5年度と比べると、契約件数は2件増加し、一者応札の件数は1件減少した。一者応札件数割合としては、9.5%となった。 一者応札の内容は以下の通りである。 【教員資格認定試験の問題冊子等の印刷】教員資格認定試験の試験問題等の印刷という極めて特殊性の高い業務であり、万が一にも試験問題の漏洩、試験問題の乱丁、落丁等、納品の遅延等があってはならないため、応札者に多くの要件を求めている。そのため、要件に応えることができる業者が限られ、結果的に一者応札になったと考えられる。入札を辞退した業者にヒアリングしたところ、要件である「原稿及び印刷物、印刷工場等の管理について、仕様書に定める要件を満たせない」と回答があった。 【独立行政法人教職員支援機構で使用する電気】官報及びホームページに公表後、16者に公告情報を提供した。 応札があった2者のうち1者は、競争参加資格のうち二酸化炭素排出係数等の条件の点数不足のため、結果として1者応札となった。 辞退した理由は、競争参加資格のうち二酸化炭素排出係数等の基準点不足や、円安の影響による燃料価格の高騰のため、小規模な電気事業者が入札参加を見合わせたことが考えられる。	教員資格認定試験の問題冊子等の印刷については、試験問題等の印刷という極めて特殊性の高い業務であり、万が一にも試験問題の漏洩、試験問題の乱丁、落丁等、納品の遅延等があってはならないため、応札者に多くの要件を求めていることから、要件を大幅に変更することは難しい。 電気については、政府の方針で二酸化炭素排出係数が可能な限り低い電力の調達が推奨されており、環境省から競争参加資格の基準点の配点例も示されているため、はじめから二酸化炭素排出係数等の基準を下げ調達することは難しい。 今後も、引き続き複数者への公告情報の提供と4法人間で情報を共有して競争性を確保したい。 その他の案件についても手続きを早期に行うようにするとともに、仕様作成の担当と事前に情報共有を図っていくこととする。 また、案件により業者への積極的な声掛けを行う等の方法を用いる。
【2(2)】 前年度比単価または経費の節減額	国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館及び本機構の4法人で、物品の共同調達を実施した。	4法人においては、16業務について共同調達等を実施した。調達数量をまとめたことによるスケールメリットが働き、非常食、古紙の溶解等の単価の抑制に効果があった。 また、筑波大学等8機関でコピー用紙・トイレトペーパーの共同調達を実施した。 経費の節減を図ることができた。	引き続き共同調達を行い、経費の削減を図る。
【3(1)】 監査室を中心とした内部監査による点検実績等	業務監査及び会計監査を、書面監査、実地監査により実施した。 特に、会計監査については、4法人の中から監査員を加えて実施した。 他法人の監査員が加わり違った観点から監査されることで、執行方法の改善に効果があった。 業務運営及び会計処理について、意見交換、情報交換がすることができた。	計画に定めた各項目について、業務監査、会計監査の中で点検を実施した。 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所から監査員が3名参加 ・令和6年12月 会計監査実施 計画通り点検を実施できた。	引き続き、他法人の監査員を加えて実施することとしている。
【3(2)】 契約検証チームによる点検実績等	少額随意契約以外の随意契約の案件について契約検証チームによる点検を実施した。 会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当する案件の点検を行ったほか、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受け、その結果、公正性・公平性・透明性を確保することができた。	令和6年度に対象となった以下の6件について点検を行った。 第1回（令和6年4月19日） ・令和7年度小学校及び高等学校（情報）教員資格認定試験第2次試験に係る会場借 第2回（令和6年5月24日） ・令和6年度キャリア教育指導者養成研修に係る会場借り上げ 第3回（令和6年7月25日） ・令和6年度キャリア教育指導者養成研修（第2回）に係る会場借り上げ 第4回（令和7年1月8日） ・「全国教員研修プラットフォーム『Plant』」改修業務 ・令和7年度「全国教員研修プラットフォーム『Plant』」運用保守業務 第5回（令和7年3月10日） ・人事給与事務システムの賃貸借及び保守	随意契約にあたっては、契約の相手方が一者しかあり得ないのか、参加資格や条件が適切か、仕様内容等が妥当か等について引き続き検証チームにより、厳格に検証していくこととする。
【3(3)】 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組の実施結果	調達に関して、不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組として契約事務処理マニュアルを職員へ周知し、意識付けの徹底を行った。	令和6年度において不祥事が発生することはなかった。	今後も必要に応じて牽制体制の整備や規程及びマニュアル等の見直しを行い、周知徹底を図るとともに情報共有に努めていくこととする。